



2025 年 5 月 14 日

各 位

テ イ ・ エ ス テ ッ ク 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 保 田 真 成
(コード番号：7313 東証プライム市場)
問い合わせ先：
コーポレート・コミュニケーション部長
倉 田 真 秀
電 話 番 号 0 4 8 (4 6 2) 1 1 2 1

従業員向けインセンティブ・プランの導入に伴う 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 14 日開催の取締役会において、従業員向けインセンティブ・プランの導入に伴い、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025 年 6 月 3 日
(2) 処分する株式の種類 お よ び 数	当社普通株式 419,400 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 1,659.0 円
(4) 処 分 総 額	695,784,600 円
(5) 処 分 予 定 先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的および理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社管理職である従業員（以下「従業員」といいます。）へ当社の株式を交付することで、経営参画意識をより一層高めるとともに、投資家の皆さまと同じ視点をもった業務遂行に努め、当社業績や株価上昇を含む中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、従業員向けインセンティブ・プラン（以下「本制度」といいます。）を導入することといたしました。

本制度の概要につきましては、本日付「従業員向けインセンティブ・プランの導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、本制度運用のために当社が設定する信託（以下「本信託」といいます。）の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））に対して行うものです。

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定する従業員株式交付規程（以下「株式交付規程」といいます。）に基づき、信託期間中の従業員の構成推移等を勘案のうえ、従業員に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2025年3月31日現在の発行済株式総数 136,000,000 株に対し 0.31%（2025年3月31日現在の総議決権個数 1,192,009 個に対する割合 0.35%。いずれも小数点以下第3位を四捨五入）となります。

当社としましては、本制度は中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量および希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

（ご参考）本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	従業員のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社および当社役員から独立した第三者を選定する予定
議決権行使	受託者は、信託管理人からの指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2025年6月3日
信託の期間	2025年6月3日～2028年6月末日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年5月13日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における終値である 1,659.0 円といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、取締役会決議日の直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。当該価額については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間（2025年4月14日～2025年5月13日）の終値平均 1,592.0 円（円未満切捨て）からの乖離率が 4.21%、直近3ヵ月間（2025年2月14日～2025年5月13日）の終値平均 1,664.0 円（円未満切捨て）からの乖離率が-0.30%、あるいは直近6ヵ月間（2024年11月14日～2025年5月13日）の終値平均 1,695.0 円（円未満切捨て）からの乖離率が-2.12%となっております（乖離率はいずれも小数点以下第3位を四捨五入）。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、処分予定先に特に有利なものとはいえず、合理的と考えております。

また、上記処分価額につきましては、当社監査等委員会（4名にて構成。うち3名は社外取締役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、処分予定先に特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

以 上